

6 緊急時モニタリング訓練

1 目的

川内原子力発電所の緊急時における「緊急時モニタリング」について、関係職員の配備、緊急時モニタリング実施計画の策定、関係機関との情報連絡及び測定技術等の習熟を図るため訓練を実施する。

訓練では、モニタリングステーション、モニタリングポストでの空間放射線量率等の連続測定に加えて、可搬型モニタリングポスト等による空間放射線量率の測定、大気モニタ等による環境試料採取及び放射能測定を実施する。

また、国において航空機モニタリングを実施する。

2 参加機関

原子力規制委員会、川内原子力規制事務所、航空自衛隊（航空救難団新田原救難隊）、海上保安庁、九州電力株式会社、日本原子力研究開発機構、荒木商事株式会社、若松石油株式会社、薩摩川内市、いちき串木野市、鹿児島県

3 訓練内容等

(1) 実施項目

- ア 空間放射線量率の監視強化
- イ 緊急時モニタリング実施計画の策定（モニタリング範囲、地点等の決定）
- ウ 大気中の放射性物質濃度の測定
- エ 環境試料（土壤・飲料水）の採取
- オ 航空機モニタリングの実施（ヘリコプター、ドローン等）
- カ モニタリング結果の確認、報告
- キ モニタリング要員の被ばく管理・汚染検査
- ク O I Lに基づく防護措置判断の材料（モニタリング結果）の提供等に係る手順の確認
緊急時モニタリングセンターを拠点としたモニタリングの統括、現地放射線班等関係機関との連携、緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。
- ケ モニタリングポストへの燃料供給訓練
商用電源が長期間供給されないことを想定し、モニタリングポストの非常用発電機に燃料を供給する。

(2) 測定項目

- ア テレメータによる監視強化
 - (ア) モニタリングステーション、モニタリングポストによる線量率、風向、風速等の連続測定
 - (イ) 大気モニタによる大気中の放射性物質濃度の測定
- イ 測定分析担当によるサーベイ
 - (ア) 空間放射線量率の測定
 - ・ モニタリングカーによる線量率測定
 - ・ モニタリングポイントでの線量率測定（発電所近傍）
 - ・ モニタリングポイントでの中性子線量率測定（発電所近傍）
 - ・ 可搬型モニタリングポストによる線量率測定（4 地点）

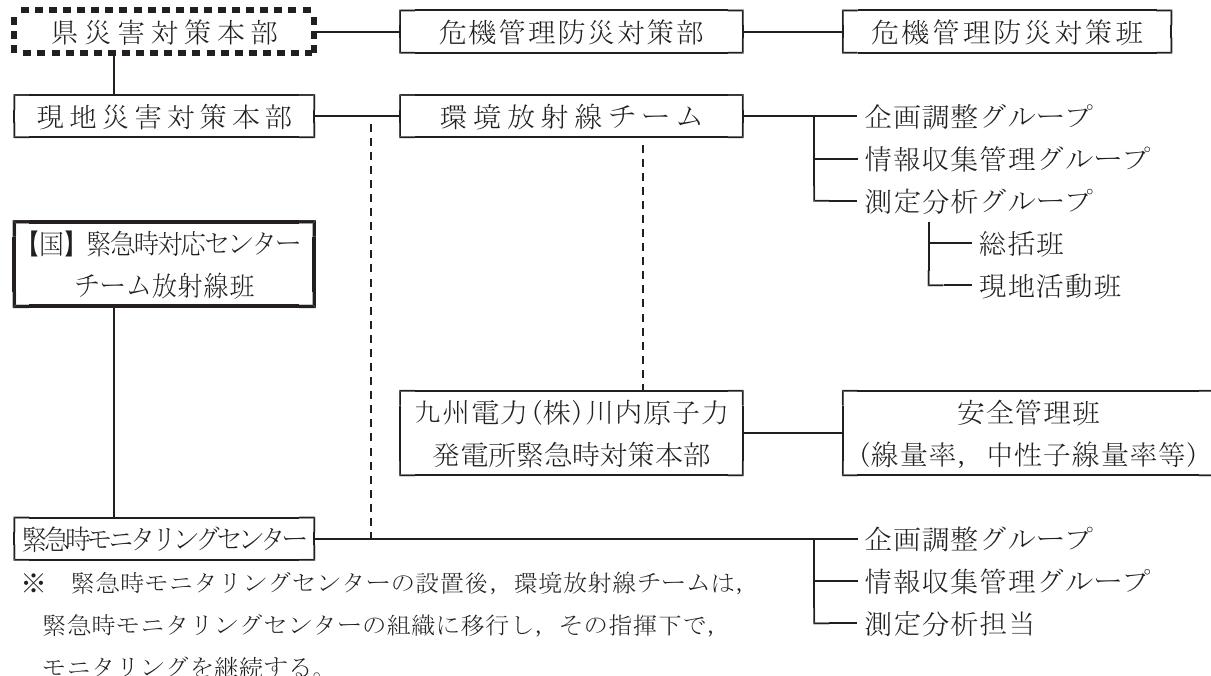
(イ) 環境中の放射能の測定

- ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ヨウ素サンプラーで捕集後、回収測定（5地点））
- ・ 環境試料（土壤・飲料水）の採取後、試料中の放射能測定（2地点）
- ・ 海上保安庁巡視艇による環境試料の採取（海上モニタリング）

ウ 国による航空機モニタリング

- ・ 自衛隊ヘリコプターによる航空機モニタリング
- ・ ドローン等による無人航空機モニタリング

(3) 訓練実施体制



(4) 使用機材

ア 車両・船舶等

- ・ 車両（環境放射線監視センター5台）
- ・ 船舶（海上保安庁巡視艇）
- ・ ヘリコプター（自衛隊）
- ・ ドローン等（原子力規制庁）

イ 測定機器等

- ・ モニタリングステーション、モニタリングポスト
- ・ モニタリングカー
- ・ 大気モニタ・ヨウ素サンプラー
- ・ 可搬型モニタリングポスト
- ・ サーベイメータ [空間放射線量率測定用]
- ・ サーベイメータ [中性子測定用]
- ・ サーベイメータ [表面汚染検査用]
- ・ シンチレーション検出器 [航空機モニタリング用]
- ・ 半導体検出器 [航空機モニタリング用]

7 避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練

1 目的

川内原子力発電所の緊急時における避難退域時検査及び医療措置等について、関係団体及び職員の迅速かつ的確な医療活動の習熟を図るための訓練を実施する。

2 参加機関

陸上自衛隊、薩摩川内市消防局、九州電力株式会社、長崎大学、鹿児島大学病院、済生会川内病院、川内市医師会立市民病院、日本赤十字社長崎原爆病院、出水総合医療センター、(公社)鹿児島県薬剤師会、(公社)鹿児島県診療放射線技師会、株式会社千代田テクノル、(公社)鹿児島県トラック協会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、鹿児島県警察本部(関係警察署を含む)

3 訓練内容等

(1) 避難退域時検査

ア 訓練内容

30km圏付近に避難退域時検査場所を開設し、OILに基づく防護措置として、一時移転される住民等の汚染状況を確認する。

また、原子力防災アプリ等を活用した受付、仮QRコードの発行・配布、避難退域時検査通過証の発行を実施する。

さらに、避難退域時検査資機材搬送訓練として、退域時検査に用いる資機材一式を、保管場所から検査場所まで搬送する。

(ア) 避難退域時検査場所

- ・ 薩摩川内市、いちき串木野市、鹿児島市・・・県森林技術総合センター
- ・ 阿久根市、出水市、さつま町・・・出水市総合運動公園及び出水市総合体育館
- ・ 薩摩川内市甑島・・・中甑漁港

(イ) 避難退域時検査実施訓練

a 検査責任者及び補佐

現地災害対策本部等と各チームとの連絡調整及び情報収集を行う。

b 車両指定箇所検査チーム

避難退域時検査場所において、避難住民が乗車する車両(バス、福祉タクシー、福祉車両、一般車両)に対し、車両用ゲート型モニタ等を用いて放射性物質の汚染検査を行う。

c 車両確認検査及び簡易除染チーム

表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認を行う。また、陸上自衛隊と連携し、車両の簡易除染を実施する。

d 住民指定箇所検査・確認検査チーム

- ・ 避難退域時検査場所において、乗車していた住民の代表者に対し、GMサーベイメータ等を用いて放射性物質の汚染検査を行う。
- ・ 代表者が被ばく(汚染)のおそれがある場合は、乗車していた住民全員に対し、GMサーベイメータ等を用いて放射性物質の汚染検査を行う。また、簡易除染の効果について、確認検査を行う。

e 住民簡易除染チーム

- ・ 被ばく(汚染)のおそれがある住民に対して、拭き取り等の簡易除染を行う。
- ・ 簡易除染で基準値以下とならなかった場合、養生等の拡散防止処置を行う。

f 陸上自衛隊

- ・ 避難退域時検査場所において、車両の汚染検査の支援を実施する。
- ・ 除染が必要な車両に対して、陸上自衛隊による車両除染を実施する。

g 警察

- ・ 避難退域時検査場所において、警戒警備を実施する。

(ウ) 避難退域時検査資機材搬送訓練

a 実施場所

県森林技術総合センター

b 資機材保管場所

鹿児島県防災研修センター

c 搬送資機材

10ftコンテナ2基

※放射線測定器、テント、投光器などの避難退域時検査で使用する資機材を格納

イ 参加機関、使用機材

(ア) 検査責任者及び補佐（鹿児島県）

使用機材・・・連絡用トランシーバー（IP無線機）、NaI（Tl）サーベイメータ、個人線量計

(イ) 車両指定箇所検査チーム（鹿児島県、九州電力（株）等）

使用機材・・・車両用ゲート型モニタ、発電機、GMサーベイメータ、個人線量計、防護帽子、マスク、防護手袋、訓練用放射線源等

(ウ) 車両確認検査及び簡易除染チーム（鹿児島県、九州電力（株）、陸上自衛隊）

使用機材・・・GMサーベイメータ、個人線量計、防護帽子、マスク、防護手袋、ウエス、訓練用放射線源等

(エ) 住民指定箇所検査・確認検査チーム（鹿児島県等）

使用機材・・・GMサーベイメータ、NaI（Tl）サーベイメータ、個人線量計、防護帽子、マスク、防護手袋等

(オ) 住民簡易除染チーム（鹿児島県等）

使用機材・・・個人線量計、防護帽子、マスク、ウェットティッシュ、中性洗剤、ビニール袋等

(カ) 警察

使用機材・・・警察車両、個人線量計等

(キ) 資機材搬送訓練 ((公社)鹿児島県トラック協会、鹿児島県)

使用機材・・・輸送車両、10ftコンテナ

(2) 安定ヨウ素剤配布訓練

ア 訓練内容

避難退域時検査場所及び緊急配布場所（いちき串木野市市来運動場、日置市東市来保健センター）において、安定ヨウ素剤の配布等を行う。（※安定ヨウ素剤は確認用紙で代用）

また、原子力防災アプリ等を活用した安定ヨウ素剤の配布訓練を実施する。

(ア) 防災対策要員に対し、必要量の安定ヨウ素剤を配布する。

(イ) 避難退域時検査場所等へ安定ヨウ素剤（丸剤及びゼリー剤）を搬送する。

(ウ) P A Z 内の住民に対し、避難時に事前配布した安定ヨウ素剤の携行を行い、また、安定ヨウ素剤の事前配布を受けていない住民に対し、各地区集合場所等で安定ヨウ素剤の緊急配布を行い、広報を行う。

(エ) U P Z 内の住民に対し、避難退域時検査場所等において安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用対象者、服用方法、副作用等について説明を行い安定ヨウ素剤を配布する。

イ 参加機関

鹿児島県、（公社）鹿児島県薬剤師会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市

(3) 被ばく傷病者対応訓練

ア 訓練内容

被ばく傷病者の発生を想定し、済生会川内病院及び鹿児島大学病院、川内市医師会立市民病院において、長崎大学からの評価者、日本赤十字社長崎原爆病院原子力災害医療派遣チームと連携し、除染や治療等を実施する。

イ 参加機関

長崎大学、鹿児島大学病院、済生会川内病院、川内市医師会立市民病院、日本赤十字社長崎原爆病院、九州電力株式会社、薩摩川内市消防局、株式会社千代田テクノル、鹿児島県、長崎県

(4) 国家備蓄安定ヨウ素剤輸送訓練

ア 訓練内容

国で備蓄している安定ヨウ素剤について、避難退域時検査場所（出水市総合運動公園及び出水市総合体育館）までの輸送訓練を行う。

イ 参加機関

鹿児島県、原子力規制庁、出水市

(5) 避難退域時検査場所での被ばく傷病者対応訓練

ア 訓練内容

避難退域時検査場所（出水市総合運動公園及び出水市総合体育館）での住民検査で汚染傷病者発生を想定し、出水総合医療センターにおいて、除染や治療等を実施する。

イ 参加機関

出水市、出水市消防本部、出水総合医療センター、鹿児島県

8 住民等に対する広報訓練

1 目的

川内原子力発電所に関する各種情報や指示等について、関係機関が緊密に連携し、地域住民等に対し、正確な情報を迅速に提供することを目的として実施する。

2 参加機関

内閣府、国土交通省（九州地方整備局鹿児島国道事務所、九州地方整備局川内川河川事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局）、海上保安庁（第十管区海上保安本部、鹿児島海上保安部、串木野海上保安部、鹿児島航空基地）、JR九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道株式会社、NTT西日本鹿児島支社、西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所、鹿児島県無線漁業協同組合、川内市漁業協同組合、北さつま漁業協同組合、FMさつませんだい、鹿児島シティエフエム、報道機関、薩摩川内市消防局、いちき串木野市消防本部、阿久根地区消防組合、鹿児島市消防局、出水市消防本部、日置市消防本部、姶良市消防本部、さつま町消防本部、薩摩川内市消防団、いちき串木野市消防団、阿久根市消防団、鹿児島市消防団、出水市消防団、日置市消防団、姶良市消防団、さつま町消防団、長島町消防団、鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（商業施設、観光施設等）

3 訓練内容

（1）報道発表

県災害対策本部会議等各種会議において決定した事項、原子力緊急事態宣言の発出等について、報道機関に対し報道発表を行う。

また、原子力災害合同対策協議会等での決定事項等については、原災現地本部事務局次長（内閣府広報官）がオフサイトセンター別館プレスルームにて、報道発表を行う。

（2）地域住民等への広報

市町広報車、消防車両、警察車両、海上保安庁巡視船、海上保安庁航空機、防災行政無線、コミュニティFM、商業施設、観光施設等での館内放送、高速道路パーキングエリア内のデジタルサイネージ、緊急速報メール、原子力防災アプリ等により、発電所の事故の状況や災害対策本部で決定された事項等について、地域住民（訓練海域内の船舶、漁船等を含む）、関係市町に一時滞在している観光客等に広報する。

（3）緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の事業所への情報伝達訓練

川内原子力発電所の状況及び各種情報を、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の事業所へ提供する。

（4）JR九州、肥薩おれんじ鉄道等への情報伝達訓練

川内原子力発電所の状況及び各種情報を、JR九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道等へ提供する。

（5）避難所等への情報提供訓練

避難所、住民避難用バス等に原子力発電所の状況や住民避難に関する情報を提供する。

（6）災害用伝言ダイヤルの周知・広報

N T T 西日本により、災害用伝言ダイヤル「1 7 1」を鹿児島県内で利用できるよう開放する。

また、避難所において災害用伝言ダイヤル「1 7 1」の周知、広報を行う。

(7) 県及び関係市町ホームページの開設・情報提供

県災害対策本部会議等各種会議において決定した事項、原子力緊急事態宣言の発出等について、県及び関係市町のホームページへ掲載する。

また、県エックス（旧ツイッター）等、S N S を活用した情報伝達を実施する。

(8) 外国語による広報

ア 英語による緊急速報メールの配信を行う。

イ 観光施設等において、外国語を用いた広報（館内放送、広報車、案内板等）を実施する。

ウ 県ホームページ、S N S 等において外国語を用いた情報伝達を実施する。